

衆議院 第百六十九回国会 經濟産業委員会 會議録 第十六号

平成二十年五月二十三日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君

理事 谷本 龍哉君

理事 吉川 貴盛君

理事 古川 元久君

理事 阿部 俊子君

理事 江崎洋一郎君

理事 岡部 英明君

理事 川条 志嘉君

理事 清水清一郎君

理事 平 将明君

理事 土井 真樹君

理事 橋本 岳君

理事 牧原 秀樹君

理事 安井潤一郎君

理事 太田 和美君

理事 後藤 斎君

理事 下条 みつ君

理事 牧 義夫君

理事 横山 北斗君

理事 吉井 英勝君

鈴木 俊一君

やまざき 大志郎君

大島 敦君

赤羽 一嘉君

伊藤 忠彦君

大村 秀章君

片山さつき君

近藤三津枝君

柴山 昌彦君

谷畑 孝君

丹羽 秀樹君

藤井 勇治君

武藤 容治君

吉野 正芳君

北神 圭朗君

近藤 洋介君

田村 謙治君

三谷 光男君

高木美智代君

甘利 明君

新藤 義孝君

山本 香苗君

松山 健士君

竹林 義久君

津曲 俊英君

橋口 典央君

政府参考人
(文部科学省高等教育局私学部長) 磯田 文雄君

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長) 中村 吉夫君

政府参考人
(経済産業省大臣官房商務流通審議官) 寺坂 信昭君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 大塚洋一郎君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 橋高 公久君

政府参考人
(経済産業省製造産業局次長) 照井 恵光君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官) 小川 陽一君

政府参考人
(日本郵政株式会社常務執行役員) 伊東 敏朗君

政府参考人
(日本郵政株式会社常務執行役員) 大竹 顕一君

委員の異動
五月二十三日
辞任
佐藤ゆかり君
近藤 洋介君
補欠選任
阿部 俊子君
横山 北斗君

同日
辞任
阿部 俊子君
横山 北斗君
補欠選任
佐藤ゆかり君
近藤 洋介君

五月二十三日
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務
を課する等の措置を講じたことについて承認を
求めるの件(内閣提出、承認第三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部
を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定商取引に関する法律及び割賦販
売法の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本郵政
株式会社常務執行役員伊東敏朗君の出席を求め、意
見を聴取し、また、政府参考人として、内閣官房
消費者行政一元化準備室長松山健士君、内閣府大
臣官房審議官竹林義久君、総務省大臣官房審議官
津曲俊英君、総務省郵政行政局長橋口典央君、文
部科学省高等教育局私学部長磯田文雄君、厚生労
働省社会・援護局障害保健福祉部長中村吉夫君、
経済産業省大臣官房商務流通審議官寺坂信昭君、
経済産業省大臣官房審議官大塚洋一郎君、経済産
業省大臣官房審議官橋高公久君、経済産業省製造
産業局次長照井恵光君及び国土交通省大臣官房審
議官小川陽一君の出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。

○東委員長 質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。牧義夫君。

○牧委員 おはようございます。

きょうは、本題に入る前に、若干別のことも聞
かせていただきたいと思います。

昨日、生物多様性基本法案が本会議で全会一致
をもって可決をされたわけでございまして、私と
しても大変喜ばしいことだと思ひますし、また、
将来に向けて大いなる希望、期待を持つ者の一人
でございます。

時あたかも、今、第九回生物多様性条約締結国
会議がドイツのボンで開催されておりまして、そ
の中で、日本の企業九社を含む三十四社がビジネ
スと生物多様性イニシアチブに署名をするという
ことも明らかになっております。まさに、国と地
方公共団体、あるいは民間企業、団体等も含めて
の取り組みが今後いよいよ本格化することになろ
うと思ひます。また、私の地元でもございまして名
古屋においては、次回の第十回締結国会議を今誘
致しているところでありますから、我が国として
もしつかりと取り組んでいただきたいという希望
をまず申し述べさせていただきます。これは企業の
取り組みも非常に重要でございますので、経産省
としてのリーダーシップもぜひ発揮していただき
たいと思ひます。

まず、そこら辺のところの大臣の決意のほどを
お聞かせいただきたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、生物多様性
は、食料、健康、それから文化、産業など人間の
生活基盤にとって重要なものと認識をしております
として、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る
ことは人類の責務と考えております。したがいま
して、産業活動に当たりまして、生物多様性に
十分配慮することが必要だと考えております。

経済産業省といたしましても、その重要性を踏
まえた産業政策を実施するとともに、産業界に対
しまして、産業活動に際して生物多様性に配慮
することの重要性を周知するなど、関係省庁と

もに生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組んでおります。

発電所など、生物の多様性に影響を及ぼすと言われる事業の実施をする際には、動植物であるとか生態系への影響を踏まえた、いわゆる環境影響評価というものを実施しておりまして、事業の特性を踏まえつつ必要な措置を講ずるわけでありま

す。

産業界に対しまして、平成十四年度以降であります。毎年三回程度、計二十回でありますけれども、各地で生物多様性に関する説明会というものを実施いたしております。こうした生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、周知徹底を図るべく取り組んでいるところであります。

○牧委員 ぜひと、しっかりと取り組んでいただきたいと重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

私もちよつと気になることがございまして、これは直接固有名詞を挙げて例示することになってしましますけれども、例えば私の地元の事務所の真ん前がいつの間まで広大な工場だったんです。固有名詞で言いますと住友電工という会社の工場だったんです。そこが工場を引き払って売却をして、今、土壌汚染対策等々規制が結構厳しいものから、きれいに汚染は除去をしたところで、これからいよいよ再開発になるわけです。新たに建てるのがイオン、ジャスコの系列と、巨大なショッピングモールができて、そしてもう一方では、トヨタホームというトヨタの系列の不動産会社が高層のマンションを建築するというところでございまして、今真つさらの状態になっております。

工場があつたときは、工場立地法に基づいてそれなりの緑地があつたわけですが、今は、向こうまで全部見通せるような状況になっていくわけです。イオンにしてもトヨタホームにしても、恐らくまたちよつとした環境づくりに配慮されると思つていただいても、とにかく前の状況における規制はもう何もなくつたわけでは

す。

そういう中で緑地が失われてしまったというの、これは一方で事実なわけでは、やはり工場立地法における緑地面積が、国土の緑地を守るという意味で一定の役割を果たしてきたという事実も、これは否めないと思つてます。

全体に占める緑地の面積と工場立地法における緑地の面積の比率の集計を役所でされているのかどうか、ちよつと教えていただきたいと思います。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

昭和四十八年に工場立地法が実質的に制定されたときの緑地面積が約六千八百ヘクタール、これは工場敷地面積全体の五・八%でございました。それが、平成十八年の緑地面積は約二万八千ヘクタールでございまして、工場敷地面積全体の一五・五%と、工場における緑地面積は着実に増加しております。

以上です。

○牧委員 着実に増加しているということですが、あえて、国土全体の中でどれぐらいの緑地かというところは、計算が大変なのでお聞きをしませんけれども、着実に緑地の面積が広がっているということは理解できていると思つてます。

また、いろいろ漏れ伝わってくるところによると、審議会等で、これを緩和する方向にした方がいいんじゃないかというような産業界からの要請もあるやに聞いておりますけれども、今後どんな方向になつていくのか、見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○山本(香)大臣政務官 工場立地法、今お話をしましたとおり、制定後三十年以上が経過いたしました。我が国の工場立地をめぐる環境というものが大きく変化をきていて、平成十八年三月から、先ほどおつたこと、平成十八年三月から、産業構造審議会工場立地法検討小委員会というものを立ち上げてまして、課題と今後のあり方につきまして議論を進めてまいりました。そして、ことし一月にその報告書を取りまとめたところであります。

す。

そうした中で、工場立地法については、一定の役割を終えたという意見もある一方で、都市における緑のアメニティーという重要性もまだまだあることにかんがみれば、引き続き緑化規制が重要であるという意見もありまして、最終の報告書におきましては、この工場立地法の必要性につきまして、今後さらに議論を深めていくことが必要であるとされております。

ただ一方で、その中で、現行法制度の枠内で速やかに見直すべき点として、三つ指摘されました。具体的には、工場敷地外に整備された緑地、環境施設の扱い、二点目が、立体的に見て緑の量が十分に確保されている工場の扱い、また三点目が、業種ごとの生産施設面積率区分の見直しであります。これらにつきましては、速やかに手当てを行つてまいりたいと思つております。

今後とも、工場立地をめぐる社会的、経済的環境や他の環境規制体系の動向等を踏まえながら、また御指摘も踏まえて、小委員会報告書の提言に沿つて、今後の工場立地法のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○牧委員 つまりは、見た目の問題、緑が確保されていくかどうかというようなお話ですが、あるいは業種別、これは業種によつただけではない、人が出るかどうかというところも踏まえて、そういった観点からの見直しというふうにお聞きして理解できるんですけれども、一方で、これは緑地がすべてではないんですけれども、やはり生物多様性の観点から緑地が果たしてきた役割というのは大きいと思つてます。そういった観点がないので、きちつとそういうところも踏まえて、議論を今後進めていただけたらと思います。

国全体としての生物多様性を保全するための取り組みの中で、その中の一つに緑地の確保というのがきちつと位置づけられるべきだと私は思ひますけれども、例えば国交省の施策として、緑地を

どうやって保全するかということについての施策は、大ざっぱで、簡単に結構ですから、どんなものがあつて、年間どれぐらい予算を使っているのか、簡単に教えてください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

都市においては、水や緑豊かな自然環境を有する空間が生物の生息、生育のための貴重な空間となつており、生物多様性の保全に寄与しているというふうな認識をしております。これら自然環境を創出、保全するため、自然環境に配慮した都市公園の整備、それから都市緑地法に基づきます特別緑地保全地区の指定による緑地の保全、さらには民有地の緑化などを推進してきたところでございます。

今後は、より一層の自然的環境の適切な保全、再生、創出、管理を行つていくために、国土交通省といたしまして、市町村が策定いたします緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、通称緑の基本計画というふうな呼んでございまして、これに基づくと水と緑のネットワークの形成、さらには緑に関する普及啓発などを推進していく所存でございます。

予算の方でございまして。平成二十年度都市公園・緑地保全等事業予算額、事業費が二百七十億、国費はそのうちの一千一百億円でございまして、その予算額の中で、生物多様性保全を初めとした環境問題への対応について取り組んでまいりたいというふうにお聞きしております。

○牧委員 つまりは、これは国の施策のすべてではないんですけれども、およそ二千数百億を使つて緑の保全を図つていてという理解でいいと思つていただいても、一方で、もし工場立地法の規制が緩和されて、緑地がどんどん失われていく、一方で国民の税金を使つて緑地をつくっていくというの、政府全体の政策からしたら整合性がとれない話だと私は思ひます。

今、平成十七年現在ですが、工場の立地の中で約一五・五%という数字が出ておりましたけれど

も、先ほど私が申し上げたように、工場を閉鎖した後はもう分母に入らなくなるわけですから、一五・五％に伸びたから喜んでいいわけではなくて、工場を閉鎖した後に土壌汚染対策のために新たな規制をかけて緑地だけ残すならなんなり、極端な話、そういうことをやってもいいぐらいの政策的な取り組みを期待したいと私は思います。

これについては、もう時間も過ぎておりますのでこの辺にしておきたいんですけども、ぜひその辺の取り組みを、単なる景観とかそういうことだけじゃなくて、やはりきちっと生物多様性、種の保存、そういうことを念頭に、ぜひとも経産省としても検討をしていただけますようお願いを申し上げて、この件についてはこの辺にさせていただきます。

さて、特商法、割賦販売法に話を移したいと思います。

そもそも、特商法で扱われるというのは、何か世の中で後ろめたい商売をしているかのような印象を抱く方もいらっしゃると思うんですけども、そういう懸念があるということは、言っても差し支えないのかなと。善意の消費者の弱みにつけ込んで不当な利益を得ようとする者をきちっと規制しなければならぬ、そのための法律だというふうに私は理解をさせていただいております。

その中で、特に経産省の行政としては、これは社会の変化とともに新しい商法が出現するわけですから、常にイタチごっこのようなことを繰り返さなければならぬということも、これは一方で私もよく理解ができます。ただ、立法に当たっては、やはり現象面だけにとらわれずに、せつかくこういう審議の時間もございますから、その本質にきちっと迫ることも必要じゃないかなと私は思っております。

いろいろな商売のやり方があると思いますけれども、例えば、私が高校時代に古文で習った今昔物語だとか宇治拾遺物語の説話の中にも、ちよつと出典ははつきり覚えていませんけれども、都て魚の行商をする人がいて、大変おいしい魚だと

いつて評判で飛ぶようによく売れた、ところが後になつたらそれが蛇の肉だったことがわかったというふうなお話がどこかにあったような記憶があるんですけども、まさにこれなんかは、食品偽装の話が当時からあったのかなと思うわけです。商売というのは、いろいろ新しい商売というけれども、人間の性質は変わらないわけで、いろいろなところにもそういったことは見出せるんじゃないかなと思っております。

宇治拾遺の中にわらしべ長者の話がありますね。天のお告げで、とにかく最初につかんだものを持って行くと。転んで、わらしべをつかんだ。それを持って歩いていたら、そのわらしべがとまって、それをそのまま持つて歩いていたら、子供を連れとお母さんが来て、子供があれを欲しいというので、持つていたミカンと交換したんです。今度、ミカンを持つて歩いていたら、のどが渇いた人が来て、この私の布と交換してください。その布を持つて歩いていたら、今度馬と交換するのかな。最後、大きな屋敷を手に入れるわけです。

これも、いろいろなことがそこから読み取れるわけで、天のお告げに素直に忠実に従った人間が最後は長者になったという単純な理解もあるでしょうし、もう一つ、私がこの話を見て思ったのは、そのときのニーズに合ったものであれば、仮に交換する価値がかなりアンバランスなものであっても、相手のニーズにマッチしたものであれば相当高く売れるという真実もこの話の中には隠されているんじゃないかなと。商売の極意というか、相手のニーズにマッチすれば必ず高く売れる、これが本質だと私は思います。

認知症の人をだますとか、あるいは相手の不安をあおり立てる、これはある意味詐欺に通じる話かもしれないけれども、ただ、極めて際どい話というのか、ぎりぎりのところの話というのもあるんですね。

それは、例えばの話、ちよつと私もいろいろ思いついて列挙したんです。例えば、定年退職した

ばかりの人。私の父はもう既に他界しましたけれども、会社を定年になったその瞬間に、骨とう品屋さんやいろいろな人が来て、退職金をもらつたでしよう、記念にこの掛け軸はいかがですか、そういう人が来たのを覚えてます。一、二点買ったと思います。そういうことにけちをつけるのも余りあれなので、黙つて見ておりましたけれども。

そういう人ですとか、例えばお金は持つていらけれどもアカデミックなバックグラウンドがない人。こういう人は、何か学位が欲しいとか資格が取りたいとか、そういうニーズがある人もいっぱいいると思います。それから、結婚したいけれども異性と縁のない人とか、いろいろあると思うんですね。健康上の不安を抱えている人、あるいは既に健康を害している人。また、例えば自分の容姿にコンプレックスを持つている人ですとか、あとは老後の心配がある人。これは今、国民の大多数かもしれないけれども、こういった、相手のニーズを考えて商売をすれば、かなりの確率でうまくいく。

無理やり相手のニーズをつくり上げる場合もあるのかと思います。大臣、映画の「ペーパー・ムーン」という、昔あったのをごらんになつていないですか、なつていない。委員長、ごらんになりましたか、ごらんになつていないですか。

ライアン・オニールとテータム・オニールの親子が出演して、聖書を持つて歩くんです。新聞の死亡広告を見て、その家を訪ねていくんです。聖書に金箔で名前まで入れて、その家に行くと奥さんが出てきて、これは御主人から注文の聖書ですと。そうしたら、主人は亡くなりましたと言

うんですね。ああ、そうですか、では、多分亡くなる前に奥様ということ、こんな署名までありますよと。奥さんはもう感激して、それは買わせていただく、高いお金で買うわけですよ。映画の中にそういう話があったわけですね。

それなんかは、まさにピンポイントで行くわけですね。本人がそれにいい思い出だけを持つたま

までいけば、それは別に詐欺といつてもそんなに悪質とは言えないと思うんですけども、まさにピンポイントで相手を攻めることができればいろいろな商売が成り立つ。そういう一般論から、やはり名簿というのが非常に重要なキーワードになってくると思います。

個人情報保護法の話にこでちよつと言及したいと思うんです。

今回の消費者保護の観点というのは、そういったことはまた別次元の話だと思えます。事が起こってしまった後でどういう救済ができるかということにやや重きが置かれていると思うんですけども、個人情報の保護という観点から消費者保護をどう考えるか、そういう視点から、ちよつと大臣の所見をお述べいただければと思います。

○甘利国務大臣 いろいろとおもしろい例えを興味深く拝聴させていただきました。最初につかんだわが最後は家屋敷に変わるといふわらしべ長者、今ならさしずめ、税務署が飛んできて、すぐ税金を払えと言ったと思えますけれども。

名簿ビジネスが映画にもなったということではありますが、私も経済産業省が立入検査をやった案件でも、悪質業者の事務所、高齢者でひとり暮らしの人のリストとか、あるいは過去にそういう被害に遭った、同業他社と契約をした者のリストなんというのが発見されることがあります。悪徳業者、悪質業者に言わせると、カモリストなんというふうに呼んでいるようでもあります。

被害者になりやすい消費者のリストが悪質業者の間で利用されているという状況については、個人情報保護法に抵触する場合もあると思えます。もちろん、問題があるというふうには認識をいたしております。

ただ一方で、顧客情報の収集、利用について単に規制を強化するとなると、今度は、健全な事業者が健全な事業活動としてやっておる部分について一律に同列規制がかかる、健全な事業者の事業活動を制限するというおそれも一方で、副作用もあるということでもあります。

事業者間における個人情報の活用というものをどういうふうな管理していくべきか、これはなかなか難しい問題であります。一方で、消費者の被害の防止のために個人情報の保護が必要だという観点とあるわけですが、この両方に対してどうあるべきかという点をしっかり考えながら、我が省だけの問題ではないんですけれども、少しく勉強をしているところであります。

○牧委員 確かに、大臣おっしゃるように、健全な業者の活動を阻害してはいけない、そういう観点ももちろん必要でしょうし、大いにそこは深く勉強していただければと思いますし、我々も検討していきたいと思っております。

それに関連して、国民生活審議会の記事をちよつと読ませていただきました。これは今回、私も質問しようと思っておりますけれども、企業のダイレクトメールに関してです。今回、ダイレクトメールの件は余り質問も出ておりませんでしたので、ちよつと各論に入つて、そこら辺のところをお聞きしたいと思つております。

方向性として、個人情報の取得源や取得方法の明記ですとか、あるいは利用目的の明確化も求め、DMへのこれらの事項の明記がルール化される可能性はあるという報道もありまして、私はその方向性は間違っていないと思つていただければいいんですかね、そういう方向性でよろしいんでしょうか。

○竹林政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国民生活審議会の個人情報保護部会で審議をされてきて、個人情報保護法は平成十七年四月から施行されております。三年を目途に見直しをするということで検討している中で、閣議決定で個人情報に関する基本方針の一部変更というのを先般行わせていただきました。

その中におきまして、法律上の個人情報保護取扱事業者に係る義務プラス民間事業者におきまして先進的な取り組みということで、法律の義務規

定以上のいろいろな取り組みをされている、そういうふうないい例につきましては、今後も民間事業者の自主的な取り組みをやつていただく。そういうことで、この基本方針の中におきまして、いわゆるダイレクトメールなどの利用停止等につきましても、本人の求めがあったときに民間事業者が自主的にそういう差し止めをするとか、そういうことは非常にいいことだということで、そういう記事の身を今回の閣議決定であります基本方針の一部変更の中に書き込ませていただきました。

これに基づきまして、実際、各省庁それぞれガイドラインというものをつくることになっておりまして、その中で、個別の業種態様の中では、それに応じた形で適切な記述をすることによりまして、各民間事業者の取り扱いが有効にいくように努めていく、そういう形で閣議決定の変更をさせていただいたところでございます。

○牧委員 つまり、審議会の報道については、そこからはやトーンダウンしているわけですね、閣議決定については、私は、あえてトーンダウンと言わせていただきます。これは皆さんがきちつと自主的にそういうことに対応してくれば、ここでこんな議論をする必要もないんでしょうけれども、やはり悪質な業者がいるから私どももこういう質問をさせていたでいるわけですし、そこら辺のところをこの際しっかり考えていかなきゃいけないというふうに私は思っております。

基本的な質問をばんばんとしますので、簡単に答えていただきたいんです。

まず、通販を目的とした印刷媒体についてですが、これも、それが一方的に送りつけられるということ自体は、そもそも違法なのか違法じゃないのか、いかがでしょうか。

○新藤副大臣 今回の特商法におきましては、意に反する取引に引き込まれやすい、そういう意味において、広告メールはオプトイン規制をかけるということ禁止をしたわけでございます。一方

で、お尋ねの通信販売関係の情報誌、こういったものは一方的に郵送することを禁止するという規定は設けられておりません。ですから、違反にはなっていないわけです。

それで、今お話もありましたが、商品の販売条件とかサービスの提供条件、要するに金額、支払い条件、支払い方法、そういったものを、広告する場合に表示しないという規制はありません。その違反事業者に対しては行政処分等をしていくということもございします。

今のところ、違反ではない、こういうことでございします。

○牧委員 それでは、もう一つ聞きます。

新聞や雑誌の広告の内容が一般的な広告と通販の場合とあると思うんです。この場合、例えば広告の内容が通販だった場合でも、別にこれは新聞の広告だということで通販紙という言い方はしないと思うんですけれども、例えば記事と広告のスペースの割合で何らかのカテゴリー化がされているのかされてないのかということをお聞きください。

○橋高政府参考人 お答え申し上げます。

現在の特定商取引法におきましては、今お示しのような、例えば新聞等の紙面におきまして通信販売などの広告部分がありました場合に、その広告の大小、スペースの量にかかわらず、その商品の販売条件とかあるいはそこで広告されているサービスの提供条件などについて、あくまでもすべからず特定商取引法の表示規制がかかっております。

ただ、端的に、お尋ねでございましたスペースの比率によって何か取り扱いが変わったりしているかという点におきましては、特段の基準は特定商取引法上はございません。

○牧委員 わかりました。特商法としてはそういうことですね。

スペースが問題になってくるのはむしろ、これを第三種郵便で郵送するときの第三種がとれるかとならないか、その要件にかかわってくる話だと思

いますけれども、第三種郵便における広告と記事の比率というのはありますね、広告は五〇％以下という。

広告の中で、一般的な広告とあるいは通販との区別というのが第三種郵便の要件の中にあるのかな、教えてください。

○伊東参考人 お答えいたします。

先生御指摘の第三種郵便物にしましては幾つかの条件があるわけですが、広告につきまして五〇％以下であるというのが一つの条件になっております。その場合、広告の内容に触れるような形での条件は、私どもつけておりません。したがって、一般的な広告か通販に係る広告かによる区別はしていません。

以上でございます。

○牧委員 内容については一切関知しないというお話です。

委員の皆様のお手元にも料金表みたいなものをお配り申し上げておりますけれども、第三種の郵便料金、とりわけ障害者団体等が発行するものについては極めて低料になつております。その料金体系については資料をごらんのとおりでございます。

この低料の要件、障害者団体が発行するものというところなんですけれども、この郵便物についてはどういうふうなチェックをされているんですか。

○伊東参考人 お答え申し上げます。

第三種郵便物、先ほど申し上げましたような広告とかさまざまな条件があるわけですが、その検査のために、第三種郵便物の承認をいたしました定期刊行物は、発行の都度、二部提出をしていただくことにしております。したがって、それを見まして、定期刊行物への記載事項、題号とか発行年月日とか、何年何月何日第三種郵便の承認の文字がちゃんとあるとかないとか、そういう形式的な要件はその都度チェックすると同時に、毎年一回定期調査を行ひまして、承認条件のうち、これは発行部数などもあるわけですが、

また有料発売部数の割合もございませう、そういうものにつぎまして、条件を満たしているかどうかの確認を行っているところでございます。

○牧委員 私は、これからお話ししますけれども、本当にきちんと確認をされているかどうか、なか、特に、普通の第三種もそうだけれども、障害者団体等の一部八円などというた、だみないな値段で送っているものについて、本当にその団体がきちんとして活動の一環として機関紙なり広報なりするための新聞媒体なのかどうなのか、そこら辺もきちんと調べてもらいたいと思うんですね。

調べていないということもあえて例示させていただきますと思うんですね、きょう理事会で、これを全体に回すのは差し控えてくれというお話でございましたので、まず大臣にちよつとごらんいただいて。

これは三通サンプルがございませう。皆様にはこの席からごらんいただくしかないんですね、けれども、一番外側が、これは封筒です、封筒を切ったものですね。中をあけると、差出人は、三つともそれぞれ違うんですね、けれども、社会福祉支援団体となっております。あくまでも建前は、障害者の皆さんを支援する、そのための機関紙を郵送するという建前になっております。

これが本紙ですね。これと全く同じ大きさのものが中に入っておりますから、同じ大きさでともに見開き四ページなので、これで広告のスペースが五〇%以下ということなんです。こつちが本紙で、こつちが広告です。この広告の中身は、私もちよつと恥ずかしくて申し上げにくいような中身になっております。いわゆるアダルトグッズというんですかね、余り議事録には残したくないんですね、けれども、こういうものが入っている。男性向けのものと女性向けのものが入っている。

さらに、封筒そのものは規制外なので、封筒の中にも、封筒を切つてあげると、中にもこのような広告が入っているわけですね。これはすべて通信販売の広告です。中には、水晶玉みたいなものあって、どこかに入っていました、この水晶玉を

家に置いておくとか間違ひなく一億円から三億円たまるということが書いてございませう。

社会福祉の名をかりてこういう商売も横行しているのかなと思うんですね、厚労省はこの実態について御存じですか。

○中村政府参考人 お答えいたします。

低料第三種郵便の適用を受けるに当たりましては、心身障害者団体であることなどの証明が必要となりますが、この証明につきまして、全国的組織団体につきましては厚生労働省におきまして、その他の団体につきましてはその団体の主たる事務所が所在する都道府県等において行っているところでございます。

直近の厚生労働省が行った証明の状況を見てみますと、平成十八年度、十九年度、それぞれ二件ずつとなっております。

御質問のありました障害者の団体が行っている御指摘のありましたような実態につきましては、厚生労働省としては把握しておりません。

○牧委員 把握していないということでありませうけれども、一方では、結局、こういった印刷媒体に、うちの名前を使えば安く送れるよということ、で社会福祉団体が名義貸しをして、それに乗っかって業者がこういったダイレクトメールを発送するというのが実態であります。中には、その団体がきちんとしてその活動を維持するための資金も必要ですから、印刷物を出せば印刷代もかかるし郵送料もかかるから、一定の広告を紙面に入れるというのは私はあつても当然だと思ひますけれども、これは完全に本末転倒ですね。

しかも、手紙が私のところにも来ております。こういったものが全く身に覚えがないのに届いた、日本郵政株式会社にどういふことですかと質問状を送つたけれども、それに対して何の回答もないという手紙も私は持つております。時間の都合できょうは割愛をしますけれども、つまりは、障害者団体にかかわりを持つていない、全く関係ない人のところにこういうものが届いているという実態がございませう。

日本の郵便の採算ラインが、一通幾らで出せば採算ラインなのかはきょうは聞きませんけれども、いづれにしても、一通八円で送つたらこれは赤字に決まっていますよね、こんなことばかりやつて。

大体、低料のものというのは、年間どれくらい配達量があるんですか。

○伊東参考人 お答えいたします。

三種そのものの全体につきましては、平成十八年度で五億九千万通でございます。先生御指摘の、そのうちの低料三種、心身障害者用の団体がお出しになるものにつきましては、平成十八年度で一億二千八百九十万通ほどでございます。

○牧委員 一億二千万通、これは低料で出ているんですね。きちんとしたものの内訳はわかりませうけれども、これはちゃんと調査してください。

よ。郵政が民営化されて、一体何をやっているんだという話ですよ。株主は形式的には財務大臣かもしれないけれども、国民が株主みたいなものでしょう。

今の話で、では、逸失利益はどれだけあるんだと株主総会で言われたら、何と答えるんですか。本題とは話がそれましたけれども、そこら辺のところは、結局、悪徳商法の温床になっているところを、時間がないのでこれ以上言いませんけれども、きょうは指摘をさせていただきます。それは総務省も含めてきちんとして検討してください。厚生労働省にも責任はあると思ひます。そこら辺のところをきちんとしてください。

時間が過ぎてしまつたので、きょうは文科省からも私学部長においでいただいて、一問だけ聞く予定でしたけれども、申しわけないが、また次の機会にさせていただきますと思ひます。

きょうの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○東委員長 これにて牧義夫君の質疑は終わりました。

次に、三谷光男君。

きょうは、特定商取引法並びに割賦販売法の改正について質問をさせていただきます。

法案について質問をする前に、また重ねてでありますけれども、福田総理が大変その創設に向けて強い意欲を示されている消費者庁についてお尋ねをいたします。

一昨日、消費者庁の創設について、そのあり方を検討している消費者行政推進会議から、取りまとめに向けてと題する素案が出されました。私は、先般の代表質問の際にも、消費者行政を一元的に推進する強い権限を持つた新組織の創設は、真に消費者のためになる行政機関であれば大いに賛成だということをお話ししました。一方で、見ばえのいい権限だけを切り取つて強い権限を持つ組織をつくつたというのであれば、それは、消費者の安全や利益に資することにならないとも申し上げました。

出された素案の内容は、まさにその危惧する見ばえのいい権限だけを切り取つて強い権限を持つ組織をつくらうとすることがうかがえる内容になっている。本当に残念なことだというふうに思つております。

内閣官房消費者行政一元化準備室から来ていただいております。この素案の中の、「個別作用法の移管（一部移管を含む）」として、具体的な法律の移管についてはここでは記述を避けておられますけれども、消費者に身近な問題を取り扱う法律は消費者庁に移管、これは総理の基本方針そのものであります。続いて、「食品表示、消費者信用、事故情報の報告・公表等の分野をはじめ、横断的な体系化（一般法の立案）に取り組む」というふうにあります。

この消費者に身近な問題を取り扱う法律は移管というの、今も申し上げたとおり、総理が示した基本方針そのものでありますけれども、これは、この議論の中で、具体的に何なんですか、か、どういう話が示されたんでしょうか。

あるいは、この会議の議論の中で、以下、後ろに出てくる、食品表示あるいは消費者信用、事故

情報の報告、公表など、横断的な体系化に取り組みとありますけれども、これらの法律が移管に係っているようにも読めるんですね。また、どのような理由によって、これらの分野が選ばれたといたしますか切り取られてここに載せられたのか、どういふ議論が出て、どういふ話になってこういふことになったのか、説明をしていただきたい。

○松山政府参考人 三谷委員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘いただきましたとおり、一昨日開催されました第七回消費者行政推進会議におきまして、佐々木座長から御提示をいただきました取りまとめ素案、この中で、個別作用法の移管につきまして、消費者に身近な問題を取り扱う法律は各府省庁から消費者庁に移管するとともに、食品表示、消費者信用、事故情報の報告、公表等の分野を初め、横断的な体系化に取り組むとの記述がございます。

長が整理をされた、そのように考えております。

○三谷委員 消費者に身近な問題を取り扱う法律は移管とは具体的に何かと聞いたわけでありまして、けれども、そのお話はありませんでした。結構です。

そもそも、福田総理が示された六つの基本方針の一つ、まさにこの内容がそうでありますけれども、消費者に身近な問題を取り扱う法律という表現は、方針そのものが一言で言えば不可解と言わざるを得ません。実際の消費者行政の内容がどういふものなのか、いかに広範なものであるか、あるいはいかに多様なものであるか、本当に理解をされた上で、身近な問題を取り扱う法律を移管するんだということを基本方針にしたとは思えないんですね。

抗大きいほど話題に」と見出しにもなっています。本当にあきれてしまいます。問題を全く履き違えているというふうに思うんです。消費者の安全あるいは利益に資する、消費者行政が消費者の立場に立つて円滑に行われることに資する消費者庁をつくるということよりも、郵政民営化小泉劇場のように、劇場をつくって内閣支持率のアップにつなげよう、そっちの話の方が優先にも聞こえますよ。

大変申しわけないけれども、消費者問題、あるいはそれに係る行政で、あるいは法律で、消費者に身近なものでないような法律が、あるいは行政が、問題がありますでしょうか。食品安全あるいは薬事、建築基準法、金融商品取引もあります。消費生活用製品、悪質商法、これは議題になっていきますけれども、貸金業法も含めて、数え上げれば切りがないんです。そして、みんな身近な問題ですよ、全部。消費者問題そのものが身近な問題なんです。

それ、法執行も含めて取り扱うために、議論の中で報じられていることもあります。消費生活委員の一人が、消費生活用製品は高度な専門性が必要だからとおっしゃっておられる委員もおります。そのとおりです。あるいは、今も議題になっておる特定商取引法、大変大きな法律です。大変複雑な法律でもあります。科学的なこととかが絡むものじゃなくても、高度な専門性が必要なんです。どこかだけ切り取って移管をする、法執行ごと移管をする、法律ごと移管をするというのはいかにも思うんです。では、全部ひっくるめるのかという、今度はとんでもない巨大官庁ができるわけです。

あるいは、これも申し添えます。新組織の創設を通じて対応の方向として出されているものがございます。簡単にまとめられていきますけれども、消費者に身近な問題を取り扱う法律の移管、共管以外は結構なことだと思っております。

一元的な窓口の設置であるとか、あるいは情報一元化、大事なことだと思っております。新法の立案、すき間事案への対応、大事なことです。強力な総合調整権限、勧告権の付与。移管の話以外は大変結構なことだし、きつとそれは、消費者問題あるいは消費者行政を円滑に進めていくために資するものになると思っております。だけれども、この移管の話というのはおかしいと言わざるを得ません。

前に、この調査会の最終取りまとめ案を出されたときも大臣に聞きました。そのときにも申し上げた。こういう人たちの意見を取り入れて新たに消費者庁をつくるということであるとするとすれば、随分ゆがんだものになるというふうに思います。せつかく消費者行政に資する、先ほども申し上げたように、移管の話以外、あるいはその移管の話にもどういふ理屈があるのか、それがない。以外の話は大変いいことをしている。創設には私も賛成でありますけれども、いい官庁をつくらうとするときに間違った方向に進もうということであるならば、私は、関係する閣僚が、甘利大臣だけではないと思います、まともな方向に修正しなければいけないというふうに考えます。

こういう素案を座長が提出された背景でございすけれども、まず、消費者に身近な問題を取り扱う法律を移管するという点にしましては、これは消費者行政推進会議、それまで六回開催された中でたくさん委員から、いろいろな表現はございましたけれども、例えば消費者被害の非常に深刻な分野でありますとか、それから消費者の権利の維持増進にとつて基本的な法律でありますとか、いろいろな議論がございました。そうした議論を踏まえ、四月二十三日の消費者行政推進会議におきまして、総理が消費者に身近な問題を取り扱う法律は消費者庁に移管すると表明をされまして、それを座長が受けて提示されたもの、そのように考えております。

それ、法執行も含めて取り扱うために、議論の中で報じられていることもあります。消費生活委員の一人が、消費生活用製品は高度な専門性が必要だからとおっしゃっておられる委員もおります。そのとおりです。あるいは、今も議題になっておる特定商取引法、大変大きな法律です。大変複雑な法律でもあります。科学的なこととかが絡むものじゃなくても、高度な専門性が必要なんです。どこかだけ切り取って移管をする、法執行ごと移管をする、法律ごと移管をするというのはいかにも思うんです。では、全部ひっくるめるのかという、今度はとんでもない巨大官庁ができるわけです。

あるいは、これも申し添えます。新組織の創設を通じて対応の方向として出されているものがございます。簡単にまとめられていきますけれども、消費者に身近な問題を取り扱う法律の移管、共管以外は結構なことだと思っております。

一元的な窓口の設置であるとか、あるいは情報一元化、大事なことだと思っております。新法の立案、すき間事案への対応、大事なことです。強力な総合調整権限、勧告権の付与。移管の話以外は大変結構なことだし、きつとそれは、消費者問題あるいは消費者行政を円滑に進めていくために資するものになると思っております。だけれども、この移管の話というのはおかしいと言わざるを得ません。

抗大きいほど話題に」と見出しにもなっています。本当にあきれてしまいます。問題を全く履き違えているというふうに思うんです。消費者の安全あるいは利益に資する、消費者行政が消費者の立場に立つて円滑に行われることに資する消費者庁をつくるということよりも、郵政民営化小泉劇場のように、劇場をつくって内閣支持率のアップにつなげよう、そっちの話の方が優先にも聞こえますよ。

それ、法執行も含めて取り扱うために、議論の中で報じられていることもあります。消費生活委員の一人が、消費生活用製品は高度な専門性が必要だからとおっしゃっておられる委員もおります。そのとおりです。あるいは、今も議題になっておる特定商取引法、大変大きな法律です。大変複雑な法律でもあります。科学的なこととかが絡むものじゃなくても、高度な専門性が必要なんです。どこかだけ切り取って移管をする、法執行ごと移管をする、法律ごと移管をするというのはいかにも思うんです。では、全部ひっくるめるのかという、今度はとんでもない巨大官庁ができるわけです。

あるいは、これも申し添えます。新組織の創設を通じて対応の方向として出されているものがございます。簡単にまとめられていきますけれども、消費者に身近な問題を取り扱う法律の移管、共管以外は結構なことだと思っております。

一元的な窓口の設置であるとか、あるいは情報一元化、大事なことだと思っております。新法の立案、すき間事案への対応、大事なことです。強力な総合調整権限、勧告権の付与。移管の話以外は大変結構なことだし、きつとそれは、消費者問題あるいは消費者行政を円滑に進めていくために資するものになると思っております。だけれども、この移管の話というのはおかしいと言わざるを得ません。

抗大きいほど話題に」と見出しにもなっています。本当にあきれてしまいます。問題を全く履き違えているというふうに思うんです。消費者の安全あるいは利益に資する、消費者行政が消費者の立場に立つて円滑に行われることに資する消費者庁をつくるということよりも、郵政民営化小泉劇場のように、劇場をつくって内閣支持率のアップにつなげよう、そっちの話の方が優先にも聞こえますよ。

抗大きいほど話題に」と見出しにもなっています。本当にあきれてしまいます。問題を全く履き違えているというふうに思うんです。消費者の安全あるいは利益に資する、消費者行政が消費者の立場に立つて円滑に行われることに資する消費者庁をつくるということよりも、郵政民営化小泉劇場のように、劇場をつくって内閣支持率のアップにつなげよう、そっちの話の方が優先にも聞こえますよ。

五月二十一日に消費者行政推進会議において取りまとめに向けた議論がなされたわけでありまして、引き続き、最終的な取りまとめに向けて真摯

○甘利国務大臣 国民の安全、安心を確保するということについて反対する人はいないわけでありまして、これについては内閣全体の重要な政策課題だということを私自身も認識いたしております。

○甘利国務大臣 国民の安全、安心を確保するということについて反対する人はいないわけでありまして、これについては内閣全体の重要な政策課題だということを私自身も認識いたしております。

○甘利国務大臣 国民の安全、安心を確保するということについて反対する人はいないわけでありまして、これについては内閣全体の重要な政策課題だということを私自身も認識いたしております。

経済産業省といたしまして、産業政策と消費者保護というのを密接に連携させる、そういうことで、事業者と消費者が対立する存在であるということではなくて、よりよいものにしていくための好循環というものを生み出し、その実効性を上げることができ、そう信じて取り組んできたわけであります。

情報を一元化する。この一元化というのは、ここでしか受け付けませんということではなくて、どこでも受け付けるけれどもそれがちゃんと全部に集まってくる、それから、一元化と同時に関係者に共有をされるということであります。そして、そういう事故情報、あるいはそういう危惧が極めて高いものについて強力な改善指導が行われる。その際には、担当する原課との連携というのは極めて大事になるわけであります。そうしたことが、要は行革の精神にのっとって、最小のコストで最大の効果を上げるということをしなければならぬ。

私自身は、組織論から入っていくよりも機能論から入った方がいいといつも思うのであります。組織を、まずどっちをどう移すか、何かというのの結果論であつて、どういう点が現在の消費者行政に關してはまだ不備があるかとか、所掌範圍のわからないところへ落ちたばてんヒットをどうするかとか、あるいは情報が一部にだけあつて關係するところが共有できていないとか、そういう点がよく指摘されていた。

だから、私も、前の担当大臣の高市大臣に、P
I O N E T の情報の端末を関係するところに全
部つなげていけ、情報を一元化し、なおかつ共有
するということが大事だということを再三申し上げ
て、それは実現したわけであります。

そういう、今果たし得ないあるいは弱い機能を強化する。その際には、屋上屋を重ねたり大官庁を新たにをつくつたりというようなことが、御指摘のとおりそういう危機がないように国民負担をで

○三谷委員 大臣、今、組織論よりも機能論だとオブラートに包んでうまく表現をされました。ただ、これはじっくり注視をしなければいけないで

すし、先ほど申し上げたことは非常に大事なことで、だというふうに思っていますので、まさに機能論となるように、つまり何が必要なことなのか、ちゃんと横べしに刺さって、大臣の野球の例えでいえば、ベンチヒットのようなことが起こらないような、そういうものであるならばいいけれども、ともすれば、一言で言えば見えない、強い組織をつくった、つくったというようなことで、何でもその権限を移管するんだということがまさに機能としてわからないようなことであるならば、これは何度でも申し立てなければならぬ話だ、というふうに思っています。

もう一つ。きょうは総務省にも来ていただいています。

福田総理が示された消費者庁の創設に向けて、今も話をしました六つの基本方針の中で地方の消費者行政の強化が強調されています。「地方の消費者行政の強化に向けて、地方の窓口の一元化、関連行政機関の情報集約などを進めるために、法的な措置を含めて抜本的な対策を講ずることとする。」

それは、具体的に、各都道府県の消費者行政担当職員、随分なでこぼこがありますし、不足をしています。その拡充でありますとか、あるいは相談窓口となります消費生活センターの拡充、機能強化などでありましょうが、この話は大変大事な話だというふうに思っています。そしてまた、こちらの話は好ましい話だと思っています。

総務省にお伺いします。この方針を受けて、素

○津曲政府参考人 地方における消費者行政は、近年、予算額、担当職員の数ともに大幅に減少する一方で、相談件数が大幅に増加し、相談内容も複雑化、多様化するとともに、問題も広域化するなど、非常に難しい状況にあると認識しております。

消費者行政の強化のためには、地域の現場で国民に一番近いところで直接消費者の方々への対応を図ることをする地方公共団体の体制の強化が不可欠だと考えております。先般、福田総理から示されました消費者庁の創設に関する指示の中では、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の立て直し、強化のために、当面、国が講ずべき支援策のあり方について検討するよう求められております。

消費者問題に迅速かつ的確に対応するためには、地方への権限移譲や地方公共団体の体制強化に対する国としての支援策などが不可欠と考えておりまして、内閣官房とも協力の上、そのやり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○三谷委員　今おっしゃられたように、素案の中にも盛り込まれた国の支援策というのは大事であるのでありましょう。例えば人員の配置、拡充が非常に難しい話ということもわかった上で聞いておるんです。これは、こうやって特商法が強化、改正を

されて、地方のことも 移譲されていますのでか
かわってきます、言えないということがございま
す。だから、早急にどうしたらいいのかというそ
の対策を立てていただきたい。このことは非常に
好ましい方向性でありますので、早急に実のある
話になるように対策を立てていただきたい。要望
をさせていただきます。

改正案審議に移ります。

まず最初に、今回の特定商取引法並びに割賦販売法の改正は、全体としては画期的と評価してもいい改正内容だというふうに思います。参考人質

もちろん、課題は幾つかの点で残されています。残された課題というのは、そのほとんどが、今回の場合は健全な商取引を守ることとのせめぎ合いの中で、ぎりぎりの改正をした結果残された課題だというふうに理解をしています。

だけでも、一点だけ釈然としない部分があるのです。それは勧誘を受ける意思の確認についてです。

産業構造審議会特定商取引小委員会の最終報告では、訪問販売規制に勧誘を受ける意思の確認義務が明記されていきました。改正原案三条の二の一項におきましても、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘してはならないとされていましたが、本改正案では、「勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。」に変更をされました。つまり、義務から努力義務規定にとどまりました。なぜ変更されたのでしょうか。経済産業大臣、御説明をお願いいたします。

○甘利国務大臣　御指摘のとおり、特定商取引法の改正に關して御審議をいただいた産權審の特定商取引小委員會が昨年十二月に取りまとめた報告書には、再勧誘の禁止措置に加えて、勧誘を受ける意思の確認義務を導入することが提言されております。そして、最終的に法案では、これは努力義務規定であると。

その経緯でありますけれども、法案提出に向けていろいろな検討を具体的にやってきたわけであります。指定制の見直しに伴って規制対象が拡大する中で二点、まず第一点が、既に規定されている氏名や勧誘をする目的である旨の明示義務、こ

れは既にあるわけでありませうけれども、これに加えて、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する当該契約の再勧誘を禁止することとしたわけでありませう。

従来の規定に加えて、意思を表示した者には再勧誘を禁止するという規定で押さえてありますので、勧誘を受ける意思の確認というものを、この二つがあるので、義務とまでせずとも努力義務として規定することではないのか、それが適当ではないかという判断に至ったところでございます。

○三谷委員 甘利大臣らしからぬ大変苦しい理屈、御答弁だったように思います。そう言わざるを得ない。国会提出直前に、自民党の経済産業部会でこの点の変更の上で了承されました。これはあえて申し上げません。本当に残念なことだということをおし添えます。せっかくいい改正をここまでやりながら、最後に一点、みそをつけちゃったなというとは思っています。本当に残念だというふうに思います。

続いて、これも大変大きなことでありますけれども、特定商取引法及び割賦販売法の法執行体制についてお尋ねをいたします。

まず、経済産業省そして各経済産業局、それぞれどのような人員体制か、これを説明していただきたい。

あわせて、特定商取引法の法執行の権限は都道府県に移譲をされています。法執行における経済産業省と各都道府県との連携は行われているようです。どのように行われているのか。あるいは、各都道府県の間でも、例えば関東のように、連携が行われているというふうにも聞いています。どのような連携か、これもあわせて、具体的な事例も挙げて御説明をお願いいたします。

○橋高政府参考人 幾つか御質問がございましたので、順次現状を御説明申し上げます。

最初に、体制でございますが、特定商取引法及び割賦販売法の執行に係る体制につきましては、経済産業本省で、今年度当初は、平成二十年四月

一日の時点で、本省分五十名でございます。また、地方経済産業局は、全体合わせまして百二十七名となっております。なお、これらの体制につきましても、もろもろの他の業務もございませうものですから、それらとあわせてやりくりをしながら懸命に取り組んでいるという状況でございます。

それから二つ目の、私ども経済産業省と自治体との関係、特に都道府県との連携、協調、支援の現状でございます。

制度上は、それぞれみずからの判断で法執行することができるところでございますが、やはりその円滑な連携が大事であるという観点から、特定商取引法の執行を中心にしたしまして、都道府県の関係職員に対する研修を開催いたしております。

また、立入検査というものは相当な経験とかノウハウが必要でございます。都道府県がまだまだふなれな部分がございますので、立入検査を行う際には、私どもの本省あるいは局の職員がこれに同行して参加をするというふうな対応もとっております。

また、情報の共有という観点からは、本年の三月からでございますが、経済産業本省、地方経済産業局と都道府県の法執行当局との間でリアルタイムで情報が共有できますようにネットワークシステムをつくったところでございます。これによりまして、迅速な情報収集あるいは効果的な法執行の強化を図っております。

それから最後、三点目で、都道府県との連携でございます。

これも、案件によりましては、お示しのように幾つかの県にまたがって、それぞれの県が問題意識を同時に持っているというふうなケースがございます。そのようなケースにつきましては、できるだけ連携をとりながら、タイミングも合わせながら進めていくことが効率的であると考えております。

例えば、具体的な例で申しますと、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、それに静岡県という関

東の関係する県が共同で処分を行ったというようなケースもございませうし、また、中部地区のケースでございますが、岐阜県、愛知県、三重県が連携しながら共同で処分を行ったというようなケースもございませう。

○三谷委員 今のお話を伺っておりますが、この特定商取引法、割賦販売法も含めてでありますけれども、経済産業省は、その法執行するところ、本当によくやられていると思うんです。地方ももちろんでございませう。東京都とかもよくやられている、あるいはできることは、なかなか人員とかふやせる話ではないのでしょうか、けれども可能なことはかなり考えられ得ることをやっておられるというふうな受けとめました。

そして、こうやって特定商取引法改正が行われて、重ねてかわりの深い割賦販売法も大変画期的な改正が行われて、現状でも、実際に悪質商法そのものは非常にさまざま起きている、また巧妙化もしています。

一昨日も、東京都が七社、これは、記事ではえづけ商法になっておりました、SF商法、催眠商法と言われております七社に業務停止命令処分を下した。東京都だけで二月、三月も立て続けに処分が下されている。あるいは、二月ということでは、経済産業省においても連鎖販売業者のニューウェイズジャパンの業務停止処分をする、こういうこともございました。

マルチもあれば、展示会商法もあれば、かたまりもあれば、靈感商法、次々販売、組み合わせも含めると、本当に切りがないぐらいでございます。

経済産業省も、あるいは地方自治体も、大変よくやっているんだらうというふうにも思います。こうやってすき間を埋める改正ができて、今までだったら捕まえられる、取り締まれないものがより取り締まられるようになって、現状でも、これは経済産業省の方々とお話をいろいろしてみると、人員が足りないとは言えないのではないかと、だけれども、全く追いつかないのだということがよくわかります。

そこで、なかなか難しい話だとは思いますが、こうやって強化をされた両法の改正でありますけれども、法執行が非常に大事な話だと思っております。法執行の機能強化あるいは体制の充実、拡充について、経済産業大臣、どういうふうにお取り組みになられるか、考えを聞かせてください。

○甘利国務大臣 まず、今回の法改正の一番大事な点は、個別適用であったものを原則適用する。つまり、モグラたたきみたいに次から次に出てくる、そのたびに法改正をして対処してきたのは、もうイタチごっこになってしまふ。それで、原則適用してそういう逃れ方に対して道をふさいだということでございます。

大事な点は、委員御指摘のとおり、ならばその法をきちんと執行して実を上げていくという体制をどうとっていくかということでもあります。現状でも、例えば、十九年度の処分件数でいえば、経済産業省、都道府県ともに過去最高、四十件、百四十件というふうになっているわけでありませう。これは、より厳正に法を執行していくということを実を上げていくというふうに思っております。

先ほども説明をさせていただきましたように、国と都道府県との連携を強化する、迅速な情報収集と効果的な法執行の強化ということを図っているところでもあります。人員にももちろん制約はありますけれども、都道府県との連携、それに加えて関係各省庁との連携を図るということで、効率的に機能強化、執行体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○三谷委員 随分質問時間が押してまいりました。いろいろ通告をさせていただいているんですが、少し間をはしらせていただきます。先ほども申し上げましたように、この両法の改正で、特に、取り締まりの方でいえば、特定商取引法の改正、非常に画期的な改正だというふうにも思っています。この改正で、すき間となってきたこと、あるいは抜け道となってきたことも確かに随分埋まったのだらうというふうにも思います。ちよつと二つ例を挙げさせていただきます。逆

に、説明をしていただきたいというふうに思います。

先般、五月の十八日付で報道をされました証券投資会社グリーンキャピタル、これは深谷市に本社のある会社でありますけれども、分類とすれば利殖商法。上場間近だとして未公開株を売っていく。値上がりは間違いないんだ、これは成長株だ、あるいは上場する創業期の店頭公開前の優良企業株だという、ほとんど不実の告知に近い、あるいはそうであることを言いつて販売する方法であります。

同社は証券業の登録業者ではない、それで未公開株を販売していた。顧客百五十人に未公開株を一億六千万円販売していた。同社社長は、相対取引だと主張をしている。そして、扱う未公開株は、創業期、成長期で店頭公開前の優良企業株を提供しているんだというふうに主張をしている。

これは改正特定商取引法のすき間を埋めることをあらわすのいい例だというふうに思っています。上げたんですけれども、金融庁に聞きますと、実際の話は、これは紛れもなく、登録をしななければいけない、証取法違反だということでありましたが、ここは証取法違反ではないことを想定して、改正特定商取引法として、このケース、証券取引法違反でない場合であっても改正特定商取引法の違反対象になりますよね。これを説明していただきたい。

あわせて、法執行を所管する官庁のことも含めて説明をお願いします。

○橋高政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御自身のお話にもございましたように、いわゆる金融商品取引法にかかわる解釈等につきましては金融庁等によるということでございますけれども、私ども、特定商取引法の観点から、お示しの例を一般的な例として解説させていただきます。

例えば、何らかの事業者が、特定商取引法で定めておりますような訪問販売の形式でございますとか、通信販売の手法でございますとか、あるいは

は電話勧誘の手法でございますとか、こういうような方法で未公開株等の、金融商品でございますので、こういうものを扱っている場合に、これは、特定商取引法の今回の改正によりまして、規制対象となります。

あくまで、特定商取引法が直接にかかわらないものは、法の中に列挙したもの、あるいは、今後政令で一定の要件に該当するとして除外したものでございまして、お示しのようなケースは、一般的に、特定商取引法の観点からきちんと見ていくことになるかと考えられます。

担当についてのお尋ねでございます。

特定商取引法は、主務大臣制ということで、いわゆる商一般という観点からの経済産業大臣の観点と、それから、金融商品も含めます商品の流通を所掌しているそれぞれの担当大臣との連携協力によって処分を行っていくという体系でございます。

したがって、今お示しの例が金融商品であるという前提で申し上げますと、経済産業大臣はもとよりでございますが、金融庁をつかさどっております。この場合は最終的には内閣総理大臣でございますが、協力して行政処分当たっていくというふうな形になろうかと存じます。

○三谷委員 本日に画期的な改正だと思っております。明らかに今までだったら取り締まられなかった、これも一番大きな改正部分である、特定の法律に規定されていないものを以外には全部網がかるわけですから、つまり今のようなお答えになるんだと思います。

そして、意外と知られていないことですが、けれども、ここが逆に意外と画期的だと私は思うんですけれども、所管官庁が取り締まられるということが条文にも書かれているんです。これは本当に大変いいことだというふうに思います。今までだったならなかったことであります。大いに評価をしています。

最後に、これは経済産業大臣にお伺いをいたします。

一番最初の消費者庁のお話の中にも出ました。あるいは出しました。悪質商法に限らず、消費者問題あるいは被害の相談窓口、消費者庁が、まだ中身は全部明確ではありませんけれども、窓口の一元化ということも言いつてつくられようとしていくことはあります。

これは私の個人的な考えでありますけれども、やはり消費生活センター、あるいは、先ほど大臣御答弁の中で、別に一つじゃなくてもいいよと。私もそのように思います。だけれども、基本的な広報、広く知らしめる、相談はここにしないさいよという窓口は、それぞれ縦割りでやるんじゃないよ、消費生活センターあるいは国民生活センターに一元化されることが望ましいんじゃないか、いいんじゃないかというふうに思うんです。

特商法のお話になるとこれはいたし方がないんですけれども、各経産局で可能な限りのことをやって知らしめる。このように改正されましたよ、被害があつたらここに、経産局に相談窓口をつくつていますよと言わざるを得ない、だけれども、消費者問題全体のことを考えれば今申し上げたことが一番いいんじゃないかというふうに思います。大臣のお考えを最後に聞かせてください。

○甘利国務大臣 消費者が生活していく際の商品、サービスに関して問題があると思つたときにすぐ連絡ができる、駆け込み寺的に消費者のイメージの中に浮かんでくるのはやはり消費生活センターであり、国民生活センターだと思います。とりあえずどんな苦情でもそこに持ち込んでいけば所管にちゃんと連絡が行くという認識で恐らく駆け込まれるんだと思いますし、それをきちんと踏まえて関係機関が消費生活センター、国民生活センターと一緒に、連携をとり、一体となつて取り組むということは極めて大事なことであり、私ども、先ほど申し上げましたけれども、I Tを使つて、関係するところが情報を共有できるようにP I O N E E T 端末を経済産業省にもという

要請をして、昨年の十二月から情報の共有化ができていくわけでありまして。今後とも、消費者行政の一層の推進を図るために、相談窓口の充実強化とともに関係機関との連携をしっかりと図っていくという所存でございます。

○三谷委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○東委員長 これにて三谷光男君の質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。もう随分議論が深められておりますから、最初に、私は基本的なことについて確認をしておきたいと思ひます。

この法律は、消費者保護、被害救済と被害拡大の防止、そこに、それを実現するものというところに大事な立法趣旨があるということ、消費者に安心、安全、そして信頼されることで業界にもメリットがあるという考え方に立っている。もう一つは、現行法上の規定や判例等を含めて現に到達したもの、水準があるわけですね。それを後退させるようなものではないということ、この点を最初に確認しておきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。今回の法律改正、私も幾つか、先進的といいますか、規定を設けた、御提案申し上げてるところでございまして、これは、今までの法体系の中で必ずしも十分な対応が図れない、図りにくいといったようなものについて、例えば過量販売契約でございましてその契約解除の根拠規定を設けるとか、そういうふうな、追加と申しましようか、効果を高めるべく手当てをしたものでございまして、ただいま委員の御指摘のように、何か規定を設けたことによつてかえつて逆に消費者保護が後退するとかそういうことにはならない、そのような考え方のもとに提案をしているところでございます。

○吉井委員 通達で既に示してきたことの法律化

の部分と、そこはもとよりなんですけれども、法文化されていないものでも、従来の通達が政令とかガイドラインの形などで生かされていくということになっていきますね。これも確認しておきます。

○寺坂政府参考人 そのように考えてございいます。

○吉井委員 なぜこういうことを聞くかといいますと、業者の方は、規制の法律はないとか、それから通達など法的根拠はないなどということも言っていて、それで悪徳商法を進めてきたことが被害拡大につながっていますから、そこで被害者の方また消費生活相談員の方とか弁護団の方などが随分頑張られて判例での前進がありましたし、そういう声から通達も生まれてきました。

一例を見ておきますと、例えばアイディックの事件訴訟で、アイディックというので、信販会社提出書面の中では、個品割賦購入あっせんにおいて信販会社が加盟店を管理し監督する義務を定めた法律上の規定は存在せず、管理義務を負う法的根拠は存在しないなどということを当時彼らは言っておたわけです。それから、原告は加盟店管理責任の根拠として経済産業省の通達を挙げているが、これら通達は行政指導にすぎず、これにより直ちに私法上の法的義務が生じるわけではないなどと言っていて責任逃れを図るし、被害の拡大をやっている、こういう問題がありました。

そういう点では、もっと早く割賦販売法に条文として位置づけなければ被害の拡大を防げたと思うんですが、今回の改正はそういう点では一歩前進だということに思うわけです。

そこで、政令、通達、ガイドラインで被害防止の取り組みを強めるとともに、やはり法施行後生まれてくる被害の実態を見て法律改正なども適宜考えていく、そのことによって実効性を高めていくということが大事ではないかと思うんですが、これについても伺っておきます。

〔委員長退席、谷本委員長代理着席〕
○寺坂政府参考人 委員御指摘のとおり、関係の

細則、政省令あるいは通達、そういったものによりまして、解釈のすき間と申しましょうか、そういったこと、悪質な事業者のみならず都合のよい解釈をさせないように適切な法解釈を明らかにしていくということが、私ども、行政、法律を執行する上においても大切な役割だと認識してございいます。

○吉井委員 実際に法を施行して進めていく中で、悪い連中はまたすき間を見えますから、いろいろな対応というものが必要となるわけですね。アイディックの場合などの例を考えてみても、通達にまだクレームをつけて妙なことを言ってきたりとか、なかなか言うことを聞かないために被害拡大とか、こういう問題が、法施行後も生まれてくる被害の実態に合わせて必要ときには適宜法の改正も図る、こういうことで臨む、もちろん全部法律を変えればよいというものじゃありませんから、これは政令とかそれからガイドラインに事例をきちんと載せることで規制することということが大事だと思んですが、法改正を含めて、やはり適宜、迅速に対応するということが非常に大事じゃないかと思うんですが、もう一度この点を伺っておきます。

○寺坂政府参考人 通達の改正あるいはガイドラインの整備、追加など、そういったことによりまして法解釈の明確化を行って、悪質事業者が都合のよい解釈の余地がなくなるように努めていくということとは、御指摘のとおりでございいます。

私ども、これまでもそのような対応をできるだけ図ってきたところでございいます。

例えば、事業者向けの取引であれば特定商取引法の適用除外となるといったようなことを悪用した事業者で、よく言われます電話機リースの問題がございいます。そういったものは、個人事業主との契約の形になっているんですけれども、主として、これはやはり個人用途で、そういう電話機リース、しかも悪質な訪問販売、そういったものが流行したケースがございいます。そういった場合は、法解釈の明確化ということで、これは個人用

途の契約なんだから特商法の対象になるということをお願いしました。

また、今回原則適用方式にしましたからその問題は解決されたと思いますけれども、例えば、家の雪おろしをするということが家の修繕と申しましようかそういったものに当たるのかどうかというようなことについて、悪用する例が出てきた場合には、これは当然その対象になるというようにな、そういう通達、解釈を示すことによって対応を図ってきた、そういうことでございいます。

今後ともしっかりと対応してまいりたいと思ひます。

○吉井委員 ここで大臣にも伺っておきたいんですが、国民センターが二〇〇二年に経済産業省に、個品割賦購入あっせん契約におけるクレジット会社加盟店管理の適正化についてという要望を出しておりました、二〇〇二年なんです。加盟店管理を十分行うことを義務づけるなどの規定を割賦販売法に設ける等、実効性ある方策を検討してもらいたいということだったんですが、しかし、その後、通達だけだったんですね。

しかし、その間にも被害拡大が進んでいますから、やはり被害拡大の防止、すき間のない救済を実現するという点では、私は今後、実際に一歩前進なんですけれども、せっかく法律をつくつても、悪いやつはまたおるわけですから、いろいろな事例が出てきますね。

ですから、その被害の実態に合わせて、法改正、政令など、これは大臣としても迅速に対応していくという、この点のお考えを聞いておきたいと思ひます。

〔谷本委員長代理退席、委員長着席〕
○甘利国務大臣 今回の法改正で、原則適用、抜け道を探して新たな悪質商法が出るという道を法律としてはふさぎました。政省令や通達というものは、法律に全部書き切れませんが、具体的なことについては政省令に書く。あるいは、先ほど来、勝手な解釈をするといけないので、法解釈は

具体的にこうですということをはかるようにいろいろする、そのための通達もあります。

法が意図していることをきちんと関係者に知らしめるために、政省令、通達をうまく使い分けながら、きちんとしていきたいと思ひますし、そういうことでカバールできない部分、根本にかかわる部分が仮に出た場合には、当然、迅速に法改正にも取り組んでまいります。

○吉井委員 次に、九条の二の二項で、前項の規定による権利は、売買契約、役務提供契約の締結のときから一年以内に行使しなければならぬという、この間、参考人質疑のときにも取り上げた、お聞きした問題なんです、五年前から次々販売の被害を受けた人が救済されるのは直近の一年間だけで、その前の四年間というのは残念ながら救済されないということになるかと思うんですが、これを伺っておきます。

○寺坂政府参考人 法律上の規定といたしましては、ただいま委員御指摘のとおり、一年以内に権利行使というふうにしてございいますので、一年以内の契約のものが解除の対象になり得るということと考えてございいます。

○吉井委員 この規定を単純に反対解釈すると、契約から既に一年以上経過してしまっている契約については過量販売という理由で解除はできないということになり、あたかも有効な契約であるかのようにお墨つきを与えるような印象を受けるわけですね。だから、悪徳業者側からすると、契約から一年以上経過しているから有効だ、もはや解除、取り消しはできないと主張する可能性があるわけですね。

そこで、この規定というのは、締結時から一年を超えている契約については、過量販売を理由として契約の効力を争う余地を一切封じるといふ趣旨ではない、むしろすき間になるところは訴訟で救済の道を開けるようにするという考え方だといふふうにご覧いただければいいのかな、伺います。

○寺坂政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたように、現行諸規定によりまして対応が可能なるも

のが、新たな消費者保護のための規定を設けることで結果的に後退してしまうようなことになってはよろしくないというふうに考えて、作業をしてまいってございします。

今の事例の關係で申し上げますと、例えば、一年を超えるケースでございしても、民法に規定されます取り消し規定に関する過去の判例から推測いたしますと、過量販売が行われました事例につきまして、新たな規定、過量販売解除の規定が及ばない期間の契約でありまして、民法上の救済が可能なケースもあり得ると考えてございします。

もちろん、これは最終的には個別の事案ごとに司法判断にゆだねられるものでございしますので、そういう要素がございしますけれども、判例の動向については注視をしてまいりたいというふうな考えてございします。

○吉井委員 現行法でも、契約締結時から一年を経過してしまっている契約について、公序良俗違反で無効とされているケースがあるわけですね。

例えば、鹿児島御出身の方が東京で家族で暮らしていらつして、三年ぶりとか五年ぶりとかに鹿児島へ帰つてみたら、遠いですから、なかなかふだん忙しくて帰れなかつただけけれども、帰つてみたら、非常に人のいい両親が悪徳業者の過量販売を受けてクレジット支払いに困つている、それが三年ぶりにわかつたとか五年ぶりにわかつたという場合。

そうすると、最近の一年分はこの法改正で戻ってくるわけですね。しかし、初めの一年から二年分なりあるいは一年から四年分なり、これは戻らないということになりますから、この点では、法改正で、最初の一年から二年なり一年から四年なりの分は、判例では公序良俗に反するというところで、この判例が生かされるならば、その後の一年分は今度の法律でということ、この規定を設けることで、契約から一年を経過している契約であっても、これは、過量販売についての公序良俗違反を含めて契約の無効を主張することができな

くなることはない。逆に、公序良俗違反で、判決を得ることにより、五年前からの次々販売、過量販売の被害分は、既払い分は返還させるということができる、その道はあるんだということを確認しておきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。過量販売解除の規定の行使が可能な期間、先ほど来御指摘ございしますように、一年以内というところで設けているわけございしますけれども、これは、消費者保護の観点から十分な期間を設定すべきであるという考え方と、それから、事業者が契約を解除されるリスクを持ち続けることになるという点と等しい期間を御提案しているわけございします。

先ほど委員が御指摘になりましたように、一年ということ、例えば、消費者自身が気づく場合のほかに、判断能力が少し衰えた方の独居世帯、そういった場合には、まさに、親戚の方が訪れてこれは何だろうというふうな存在に気づく場合が多いというふうな考えられますことから、盆とか正月とかいった一年におけます節目に親戚が帰省される、そういったような要素も踏まえまして、可能な期間を一年間というふうな提案しているところでございます。

したがって、これは先ほど来申し上げましたとおりでございまして、それを超えるものにつきましては、民法の一般的な規定、これまでの裁判の判例、そういったもので対象となることはあり得ると考えてございしますので、そういった動向についてはしっかりと注視をしてまいりたいと考えてございします。

○吉井委員 かなり過疎化してきますと、親戚じゅうが、大体みんな人がいいですから、なかなか悪徳業者を見抜くことができなくて被害を受けるといふことがあります。

ですから、そういう点では、やはり過量販売などの被害の現実から出発して、実態から出発して、いずれにしても、被害の防止と被害者救済がこの法の目的だと思ひますから、そういう点で

は、法施行後に出てくるさまざまな実態に合わせ、くどいようですが、消費者被害の拡大防止、救済のための措置を充実させていく。

その中には、期間を一年からさらに延ばすという方向での見直しということも考えられるわけですし、それから、一工夫して、政令で規制することとか、ガイドライン、あるいはその中の事例集によつて規制効果を生み出していく。要は、そういう広く被害者を救済するという立場で臨んでいくということが大事だと思ひますが、重ねて伺つておきます。

○寺坂政府参考人 特商法の規定の趣旨と民法の規定あるいは裁判所の判断、重ねて申し上げておきまして、今後の被害実態あるいは判例、そういったものを十分注視してまいりたいと考えてございします。

○吉井委員 次に、過量の判断基準についても伺つておきたいと思ひます。

通常必要とされる分量を著しく超えるということですが、日常生活において必要とされるものとは何かとか、要するに、一つは対象物ですね、それから過量の回数、あるいは期間、一年間の間だけのことなのか、三年ないし五年ぐらいの間に、次々販売で全く要らないものを過量販売を受けたという、この期間をどうするのかとか、分量の面でどう見るとか。

これは、政令とか、ガイドラインの場合には事例なども丁寧に示して、判断基準が明らかになつていく必要があると思ひますが、確認をしておきます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

法令上、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買云々ということでございます。

これは、まさに著しく超えるということでございしますので、少し買い過ぎたとか、そういったこととはまた別でございまして、普通に考えますと、明らかにそういったことはあり得ないといつたような量のものを意味しているというふう

えてございします。

ただ、ガイドラインでそのあたりについての考え方をまとめていく、あるいはその解釈を示すということとは大きなことかと考えてございしますけれども、一方で、今度はまたすれすれの議論というのがあるというその副作用の点もあるわけございします。そういうことでございしますし、商品とかあるいは家族構成等々、個別の案件によつて違いが出てくる、そういった要素もございします。

そういったことでございしますので、今後、実態を踏まえながら、いろいろな方の御意見を伺うということはあるかと思ひますけれども、個別の事例の判断につきましては、これはやはり個々の事例に即して、場合によつては司法の方の判断を仰ぐとか、そういったケースが出てくるものというふうな考えてございします。

○吉井委員 次に、店舗販売について伺ひたいと思ひます。

訪問販売で規制されるものだけでなく、店舗販売の場合でも過剰と信を規制することで既払い金の返還に道をつけることができるんじゃないか、また、それが大事じゃないかと思ひます。

信販会社と契約している正常な加盟店の店舗販売は、通常何の問題もないんですよ。悪徳業者が店舗販売したときにクレジット規制の中で店舗取引が対象から落とされていると、今度はそこへ目を付けて悪徳業者がやってくるというのが通例ですが、信販会社の過失責任を問うて今度は行政処分までは行くわけですね、店舗の場合、被害者救済ということには行かないわけですね。

現実の事例を見た場合、呉服の展示会商法、だつたら、これは規制してやっていけるわけですね。一つ確認しておきます。

○橋高政府参考人 呉服につきましてお尋ねでございしますけれども、いわゆる訪問販売形式で行つた場合につきましては、もちろん特定商取引法上の対象でございします。他方で、店舗につきましては……(吉井委員)いや、展示会商法と呼ぶ失礼いたしました。

展示会商法につきましては、現在も特定商取引法上、一定の範囲で対象となつてございます。これにつきましても、これは、実態にかんがみまして、比較的短い、一両日、二、三日で場所を動かすというようなものにつきましてきちんと規制の対象としていくということで運用しておるところでございます。

○吉井委員 大阪で起きた事例ですが、十階建てビル丸ごと、株式会社愛染蔵という、年じゅうビルでやっている店舗がありますが、ここでクレジットつきの呉服の次々販売。愛染蔵被害者が、訴訟の方の受任者だけで約百三十人。損害額は非常に莫大なものですが、負債総額百四十八億円。倒産の形をとって経営者は逃げたままになっている。事実上の逃亡ですね。

こういうふうな、愛染蔵のように立派なビルで販売をやっていた、これは店舗販売に入るのか入らないのか、どういうことになりますか。

○橋高政府参考人 お答え申し上げます。

一般的に申し上げれば、今お示しのようなケースは、典型的には、固定的なきちんとした店舗の構えをとって恒常的にやっております以上は、これは私どもの特定商取引法の本来想定しているものではないという扱いになるかと存じます。

○吉井委員 現実には、クレジットがついているからということで次々と買われるわけですね。過量販売も行える。店舗なんだけれども、現実には被害が出ている。ですから、やはりそのことに着目した取り組みというのが大事だと思うんです。

信販会社は、早い段階で愛染蔵の次々販売の事実を知って、加盟店に対して調査し、事実確認後は与信を拒否すれば被害は拡大しないわけですね。被害の事実を知りながら、あるいは被害の事実を知ろうとしないで、信販契約数の増加という、企業の業績上昇だけを考へていた信販会社の責任というのは非常に重いと思うんです。

今抜けていますけれども店舗を加えても、正常な事業を行っている企業は少しも困らないんです。

よ、もともと。店舗を加えることで、この愛染蔵被害者の拡大などは防げると思うんです。

違法契約分の既払い分の返還をするとなると、信販会社の側にも、加盟店の中で過量販売などをやる者にクレジットを使わせた自分自身が損する、だからそういう業者を早い時期にやめさせていく、摘発していくというインセンティブが働くというふうな思うんですが、この点についてのお考えを伺っておきます。

○橋高政府参考人 お答え申し上げます。

今回、特商法、割賦法の法改正を検討いたしました背景には、今お示しのような事情も含めまして、特に個品クレジットの世界におきまして相当高額なクレジットが使われている。ただ、いわゆる過量販売等に連動いたします取り消しなどにつきましては、この個品の訪問販売というところが非常に苦情が多いというところに着目いたしました。そういう扱いにしている。

同時に、店舗につきまして、それでは、今お示しのように、いろいろ大きな問題がまれにであった場合に、全く割賦販売の世界でこれを放置しておくのかということにつきましては、私どもそういうことが適当だとは考えておりません。

したがって、今回の個別クレジットに関します一連の規制の見直しに当たりまして、一つは、登録制を導入し、そもそも入り口の段階できちんとした業者であることを求め、そしてこれを継続的にチェックしていくという形で個別クレジット業者の規律の強化、それから、店舗販売も含めまして消費者からの苦情があった場合に、これを適切に処理するように義務づけるという規定も設けているところでございます。これらによりまして、お示しのような、店舗販売の中でやはり放置できないようなものにつきましても、これらの規定を適正に活用することによりまして対応することが可能だと考えてございます。

また、店舗販売も含めまして、個別クレジット業者に対しましては、いわゆる過剰与信の防止義務というものも今回導入をいたしております。

したがって、お客様、消費者という視点に立ちまして、個々の消費者の信用力あるいは返済能力を全体として見るによりまして、それが特定商取引法類型に限らず店舗販売の場合であっても、個別クレジット業者は全体としてきちんと見ていかなければならないという形での規律も導入したところでございます。

これらの措置を適切に活用することによって、店舗販売についても、本当に問題のあるものについてははしるべく対応していきたいと考えてございます。

○吉井委員 届け出をさせて、行政処分ということとどりあえずやっていくというのはわかるんですが、クレームの出た加盟店には直ちに調査に入るといふこと、それから、銀行などがリスクをとって貸し付けるために審査をやるように、やはり信販会社が過剰与信かどうかの審査をきちんとする、これは当然のことだと思ふんです。

この二つのことを怠っている場合、店舗販売であつても過量販売による被害が生じたときには、個人だけじゃなくて多数の人に被害がさらに拡大したときには、信販会社に既払い金を返還させることで、信販会社に社会的責任の自覚と加盟店調査や与信審査の強化を図るインセンティブを与えることになると思ふんです。それはまた、まともな信販会社と、サラ金、やみ金系の業者の信販分野への参入障壁になりますから、これは信販業界にとつても大きなメリットになると思ふんです。

大臣、最後に、そのことについて、やはりそうしたことを今後検討していくことが大事じゃないかと思ふんですが、これを大臣に伺つて、時間が参りましたので終わりにしたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘の過剰与信防止義務や消費者トラブルがあった場合に適切な対処を行うというこの義務については、消費者保護を目的とした措置でありますけれども、これらは、個別クレジット業者の業務の運営に関する規定でありまして、これらの規則に違反した場合に、直ちに民事責任が発生するものではないわけであり

ます。裁判におきましては、不法行為責任を判断するに当たりまして、消費者保護を目的とした行政規制について、違反の程度を勘案して民事責任を認めた裁判例があると承知をいたしております。

不法行為による損害賠償請求などの民事責任が認められるか否かについては、個別事案ごとに司法が判断するものと考えております。

いづれにいたしましても、先ほど来答弁させていた、だいたいいますとおり、登録制を設け、そして過剰与信を行わない義務を個別クレジット会社が負うわけでありまして、こうした法の取り扱いを通じて、今までのような被害を未然に防止できるというふうな考えておりますし、引き続き、業界の指導はきちつと行つていきたいと思つております。

○吉井委員 終わります。

○東委員長 これにて吉井英勝君の質疑は終わりました。

次回は、来る二十八日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時三十六分散會